令和4年第12回安芸市農業委員会定例会議事録

- 1. 開催日時 令和4年12月26日(月)午後1時30分から2時47分
- 2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室
- 3. 出席農業委員(11人)

会長 会長職務代理者 会長職務代理者 名番 野町 亜理 3番 大久保暢夫 4番 川島 一義 5番 千光士伊勢男 6番 野村 勉 7番 樋口 なぎ子 9番 有澤 防幸 12番 山内 芳幸 13番 栗山 浩郡 14番 小松 豊喜

4. 欠席農業委員(3人)

8番 西岡 秀輝 10番 福本 隆憲 11番 西岡 大作

5. 出席農地利用最適化推進委員(6人)

安芸渡辺禎宏川北中平秀一土居入交大輔井ノ口小松昌平畑山小松光赤野大野實

- 6. 傍聴者 なし
- 7. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について 議案第2号 農地法第3条許可申請について 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について 議案第5号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画 決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画 による中間管理権の決定について

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久 事務局次長兼振興係長 北村 博昭 事務局農地係長 弘井 恭介

9. 会議の概要

議 長 これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長本日の出欠状況を報告します。

定数14人、欠席3人、出席数11人であります。

欠席委員の8番西岡秀輝委員、10番福本委員、11番西岡大作 委員は、所用のため欠席の届出があっております。

次に事務の概要報告をいたします。

11月29日に、「安芸市担い手支援協議会」が開催され、北村次長が出席しました。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議 長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の日程は、本日 1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に 山内芳幸委員及び小松豊喜委員を指名いたします。

それでは、「報告第1号、農地法第3条の3届出について」事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 議案書1ページをお開きください。

「報告第1号、農地法第3条の3届出について」です。

今回は、6件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の3筆で、面積は全部で 2,921㎡です。 相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望は ございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜、黒鳥、土居の10筆で、面積は 全部で2,196㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望は ございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の19筆で、面積は全部で5,350 m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望は ございません。

次に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり伊尾木の3筆で、面積は全部で326㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の1筆で、面積は全部で743㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

最後に、届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の1筆で、面積は全部で561㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議

長

ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等が ございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議 長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、 了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請に

ついて」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は5ページです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり栃ノ木の1筆で、登記地目は田で、面積は598㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、ユズが作付されております。 所在地につきましては、6ページに地図がございます。

菊水酒造の工場の北側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを栽培しています。今回の申請地は、ユズが作付されております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等から みて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込ま れます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間300日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が5,125㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありま すので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズが 栽培されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、 本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的 な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、12月13日に小松豊喜委員、 小松光正委員に確認していただきました。 申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の2筆で、登記地目は田で、面積は1,491㎡です。

売買による所有権移転の申請で、イモ等の作付を予定しております。

所在地につきましては、6ページに地図がございます。

溝ノ辺公園の西側と市役所建設地の南東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、水稲等を栽培しています。今回の申請地には、イモ等を作付する予定をしており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

なお、今回の申請地のうち、溝ノ辺公園の西側の農地については、写真を見てもらって分かると思いますが、現況が遊休農地でありますので、「遊休農地復旧・解消計画」を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、遊休農地が解消され、来年5月ごろにイモ等を作付する予定であります。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稲等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間300日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が5,304㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありま すので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはイモ等を栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たし

ている」と考えます。

なお、現地につきましては、12月12日に野村勉委員、入 交大輔委員に確認していただきました。

最後に、申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載の とおり大井の1筆で、登記地目は田で、面積は353㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズが作付されております。 所在地につきましては、7ページに地図がございます。

こまどり温泉の南西、約600mの所にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稲、ユズを栽培しています。今回の申請地は、ユズが作付されております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等から みて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込ま れます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稲、 ユズを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定 者、年間220日が1名おります。このため、農作業を行う必 要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が4,389㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありま すので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズが 栽培されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、 本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的 な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、12月8日に有澤節子委員、有 澤光喜委員に確認していただきました。 以上で、説明を終わります。

議 長 現地確認委員の報告を申請番号1番は、小松豊喜委員、申 請番号2番は、野村勉委員、申請番号3番は、有澤節子委員、 お願いします。

14番小松豊喜委員 1番です。12月13日に現地を確認してきました。報告のとおりです。

6番野村委員 申請番号2番です。12日に現地を確認してきました。先 ほどの報告のとおりです。

9番有澤節子委員 申請番号3番です。12月8日に現地を確認してまいりま した。先ほどの報告のとおりです。

議長それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。 続きまして、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井) 「議案第3号の5条申請について」説明いたします。

今回は、1件の申請が提出されております。

当初2件の申請が出ておりまして、もう1件、川北江川地区の5条転用が出ておりましたが、現地確認、書類を確認した結果、今回は提出できる状況ではありませんでしたので、次回に提出するようになると思います。

議案書は、8ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目 は畑、面積は401㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。

場所は、9ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、安芸おひさま保育所の南東約210mにある農地です。 現地確認は、12月13日に川島一義委員、渡辺禎宏委員 にしていただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧くだ

さい。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地にあたると判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめんなはり線あき総合病院前駅から概ね500m以内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は現在、夫婦で夫の実家に夫の家族と共に住んでいますが、間もなく子どもが産まれる予定で、現住居では手狭となるため住宅の新築を計画しました。安芸市の市街地は津波の浸水被害が予想されている地域が多く、地震や津波が起きた場合にも安全と思われる場所、また、夫婦共働きであることから、勤務先や子供の通うこととなる保育園にも行き来しやすい場所を探していました。宅地や非農地では適地が見つからなかったため、申請地を選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資書類を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申 請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出 されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断 いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側、東側、南側は同意のある農地、西側は宅地及び市道です。 生活排水は浄化槽で処理後、申請地西側の市道側溝へ流入、雨水も西側市道側溝へ流入させ、芝生・砂利敷き部分は自然 浸透により処理する計画です。これらのことから、転用事業 の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農 用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

説明は、以上です。

議 長 4 番川島委員

現地確認委員の報告を、川島一義委員、お願いします。

13日に現地を確認してきました。内容については、先ほどの説明のとおりです。

議長それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長別にないようですので、採決いたします。

「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は 挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長全員賛成です。

よって、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「報告第4号、農地法第18条第6項解 約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をい たします

事務局 (北村) 「報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について」説明いたします。

議案書は、10ページからです。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の7筆です。地目は田で、面積は8,037㎡です。

当初は、平成30年6月1日から5年間の賃借権が設定 されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出さ れたものです。

次に、届出番号2番です。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の1筆です。地目は田で、面積は615㎡です。

当初は、令和3年1月4日から3年間の賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。

すみません。議案書の備考が「H、平成」となっていますが、「R、令和」誤りです。申し訳ありませんでした。 次に、届出番号3番です。

賃貸人、賃借人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで川北の1筆です。地目は田で、面積は1,785㎡です。

当初は、令和4年3月22日から約15年間の賃借権が 設定されていましたが、三者の合意により解約の通知が提 出されたものです。 次に、届出番号4番です。

賃貸人、賃借人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで川北の1筆です。地目は田で、面積は4,000㎡です。

3番と同じく、当初は、令和4年3月22日から約15年間の賃借権が設定されていましたが、三者の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は、以上です。

議 長

ただいまの「報告第4号について」、質問、意見 等がございましたらお願いいたします。

2番野町委員

この解約した面積がかなり広いですが、解約後のこと について分かる範囲で教えてください。

事務局(北村)

届け出のときに聞いたところでは、1番、2番については、解約された後、中間管理機構の方に預けて貸付けをするということで、2番については同じ方が借りられるようなお話を聞いています。1番の方は、新たに借受人を探すということになるようです。

3番、4番は、具体的に合意の内容は聞いていませんが、 計画どおり利用がいかないということで早めに解約をした ということではないかと思われます。

議長

他に無いようですので。

これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化 促進法農用地利用集積計画決定について」を議題と し、事務局が説明をいたします。

事務局(北村)

「議案 5 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積 計画決定について」説明いたします。

議案書は、13ページからになります。

申請番号1番と2番は、土地の名義が相続されていないものがあるため、別々になっていますが、貸付人、借受人は同じで、土地が隣り合っていますので、合わせて説明します。

申請番号1番と申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地6筆で、地目は田で、面積は合計2,126㎡です。

ナスを栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は、 乙1074番地の1筆は10アール当たり米6俵代で、その他の 5 筆は米8 俵の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。 所在地につきましては、17ページに地図がございます。 赤野小学校の南東側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地13筆で、地目は田で、面積は3,536㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は6年間で、 賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計 画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。 所在地につきましては、17ページに地図がございます。 領崎青果集荷場の北側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒鳥の農地1筆で、登記地目は田で、面積は1,300㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、 賃借料は12万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。 所在地につきましては、18ページに地図がございます。

安芸中学校の北西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、登記地目は田で、面積は1,700㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、 賃借料は36万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございます。 井ノ口葉タバコ乾燥場の南東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地2筆で、地目は田で、面積は1,209㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、 賃借料は10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計 画です。

現地の写真ですが、申請番号 6 番と 7 番は隣り合ったハウスになりますので、一緒にお配りします。ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。 岩崎弥太郎の生家の南東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載ど おり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は2,198㎡で す。

ナスを栽培する予定で、貸借期間は10年間で、賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。 申請番号6番の西隣にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番から3番は、 野町亜理委員、大野實委員に、申請番号4番は、川島一義 委員、渡辺禎宏委員に、申請番号5番から7番は、大久保 暢夫委員、小松昌平委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

現地確認委員の報告を申請番号1番から3番は、大野實 委員、申請番号4番は、渡辺禎宏委員、申請番号5番から

議長

7番は、小松昌平委員、お願いします。

大野推進委員 渡辺推進委員 小松昌平推進委員 申請番号1番から3番です。先ほどの報告のとおりです。 申請番号4番です。先ほどの報告のとおりです。

申請番号5番から7番です。12月9日に現地を確認してきました。先ほどの報告のとおりです。

議長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定する ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり 決定いたしました。

続きまして、「議案第6号、農業経営基盤強化促進法・農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(北村)

「議案6号、農業経営基盤強化促進法・農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」説明いたします。

議案書は、20ページになります。

農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり東浜の農地3筆で、地目は田で、面積は2,842㎡です。

作物は転借人が施設野菜を栽培する予定をしておりまして、 貸借期間は15年間で、賃借料は10アール当たり70,000円 の条件で新規設定する計画です。

なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のと おりです。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。 所在地につきましては、21ページに地図がございます。 JAの安芸集荷場の東側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議長

現地確認委員の報告を、渡辺禎宏委員、お願いします。

渡辺推進委員

申請番号1番です。先ほどの報告のとおりです。

議長

それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

別にないようですので、採決いたします。

「議案 6 号、農業経営基盤強化促進法・農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」、原案 どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案 6 号、農業経営基盤強化促進法・農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」は、原案 どおり決定いたしました。

議長

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から 説明いたします。

事務局(弘井)

今日、机の上にA4一枚の紙があったと思います。

「令和4年度農業委員会全員研修会の開催について」というものです。

年を明けて、1月18日の水曜日に、毎年あります全員研修会がございます。場所は、セリーズとなっておりますが、オンライン配信場所ということで、こちらの会議室で、この研修会を開催いたしますので、全員の出席をよろしくお願いいたします。

こちらで、オンラインで行います。

事務局(北村)

私からは、3点、お伝えします。

まず、1点目は、「次回の定例会の予定」です。

次回の定例会は、令和5年1月25日、水曜日の予定です。よ ろしくお願いします。

事務局長

次に、2点目です。

来年7月に迫りました、「次期委員の改選について」、これまで 2、3度お伝えしておりますが、そのお知らせです。

来年の改選に向けて、委員の応募を行うということで、現在のところ、広報の2月号に応募の掲載を行う予定です。応募期間は、2月中とする予定です。

広報が目にとまるのが、早くて1月末あたりになろうかと思います。それに合わせて、2月1日から受付をしたいと思っております。 そういう予定で進んでおりますので、どうぞよろしくお願いします。 事務局(北村)

最後に、3点目になります。

先月の定例会であらかじめお知らせしていましたが、本日、机 の上に資料を配らせていただきました。

今年、5月に法律の改正が国会で成立しました「農業経営基盤強化促進法等の改正について」、農業委員会の運営に影響がある点について、新聞記事や国の資料から分かっている点についてお知らせしたいと思います。

少し長くなるかもしれませんが、よろしくお願いします。説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

議案書と一緒に前もって送付させていただいたものが、2つあります。

一つは、本日は使いませんが、「全国農業新聞の記事をとじたもの」。もう一つは、全国農業会議所が作成しました「地域農業の将来を考えてみませんか」というタイトルの地域計画についてのパンフレット」です。

本日、配布させていただいているものが、3つ。

一つ目は、A3の用紙にカラー印刷したもの、事務局が作成した「農業経営基盤強化促進法等の改正で変わること(イメージ図)」が一つ。

二つ目は、「農地バンクについて」と書かれてある、国が作った Q&Aが表 1 枚目、2、3 枚目に農地利用集積計画、農地中間管理 事業に関することが綴じられているもの。

三つ目は、「農地法第3条の許可の判断基準について」が表のもの。資料として配布させていただいているものは、以上になります。こちらの方を使いまして、今回の法改正で大きく変わる点として、3点をお伝えします。

まず、A3のカラー印刷した事務局作成のイメージ図をご覧ください。

今回大きく変わる点が3点ございます。上段、中段、下段と分けて書かせていただいてます。

まず1点目、一番上の段になります。左の赤字を読み上げます。

「目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画をすべて の市町村が関係者との協議の場を設けて策定する」ことが法律で定 められました。

この地域計画は、全国すべての市町村が令和7年3月末までに作成することとされています。計画の策定が、どんな作業になるかは、 事前に送付したパンフレットをご覧ください。

パンフレットの2ページをお開きください。

地域計画で定めることについては、「今後必要となる協議事項」 というところを見ていただけますか。

10 年後に目指す地域の農地利用(目標図)などを、地域の関係者と協議して定めていくこととなります。

その進め方については、3ページからになります。

3ページには、計画の決定までは「4段階」、次に「5段階」 として計画の実行というふうな全体図を示しています。

具体的には、4ページをお開きください。

ステップ①として、まず「地域の人・農地の現況・将来についての聞き取り」を行うことになります。

次に、5ページ。ステップ②として、「把握した意向を集約」 し、目標図の素案を作成します。

この目標図の素案の作成は、地域の農業に精通した農業委員会が行うことと法律で位置づけられています。

次に、6ページ。ステップ③として、作成した目標図の素案を 持って、市町村が「話し合い活動を実施」します。その場では、 地域の現状を共有し、将来の姿について協議します。

その際、農業委員会の委員も、その一員として協議に参加していただきます。

次に、7ページ。ステップ④として、先ほどの話し合いをもとに、市町村が「地域農業のこれからについての将来方針を地区ごとに決定する」ことになります。

次に、8ページ。ステップ④で決定した計画、それに沿って、ステップ⑤として農地を動かすマッチング、農地の集積を進めていくことになります。

作業としては、決定までは4段階。それを5段階目で実行していくという流れになります。

この地域計画の区域ですが、各市町村が定めていくことになります。今回策定する地域計画の考え方は、「人・農地プラン」という名称ですでに一定取り組んでおります。

その際には、「赤野地区」、「穴内地区」、それから西浜、東浜、黒鳥などの「安芸町地区」、「土居・僧津地区」、「井ノ口地区」、「川北地区」、「江川・内原野地区」、「伊尾木・下山地区」の8地区としており、残り「畑山地区」と「東川地区」がまだ集約されていないということですので、それらを加えた10地区程度に分けて地域計画を策定していくということになろうかと思います。

以上が1点目、「地域計画の策定」です。

それに付け加えになりますが、この農用地エリアの計画と別に、 農山漁村活性化法という法律も改正されておりまして、荒廃防止 を図るエリアの取り組みも新設されています、上段の表の左から 2つ目に入れています。

農業経営基盤強化促進法等の改正とは、別の法律によるものですが、こんな改正(荒廃農地の防止の取り組み)もあっているということを申し添えます。

次に、2点目。中段の、左の赤字を読み上げます。

「地域計画策定後は、農地バンクを活用した農地の集約化を行う」こととなります。

現在の農地の集積の手法としては、貸し手、借り手の間の利用権の設定を市町村が計画として決定する「農用地利用集積計画」と、農地バンク(高知県農業公社)が、まず貸し手から農地を借りて集積して、次に借り手にそれらを貸すという「農用地利用配分計画」の2種類あります。

これが、地域計画が策定される約2年後には、農地バンクが貸 し手から集積してから、借り手に貸すというやり方「農用地利用 集積等促進計画」に一本化されます。

なぜ、貸し手、借り手の間による現在の市町村の計画が廃止されるかということについては、本日お配りした「農地バンク」のQ&Aの(1)の回答の欄をご覧ください。

市町村の農用地利用集積計画は、貸し手と借り手、相対の貸借を前提としていますが、個々の貸借を重ねていっても農地の集約化を実現することは困難であること。一方で、農地バンクに貸し手の農地を集積して、一団の、まとまった農地として転貸することで、農地の集積が実現可能になるということから、農地バンクを中心とした方式に一本化されます。

これにより、市町村の農用地利用集積計画は、地域計画の策定 までの間、令和7年3月末ごろで終了となります。

それ以降は、農地バンクの方式となりますが、すべての計画を中間管理機構が作成するかという点については、高知県で言えば、現在34市町村それぞれ策定している計画がすべて農地バンクに事務が一本化されるということでして、中間管理機構の事務が一気に増える形になります。

このため、県がその権限を市町村に委譲できるということも、 国のQ&Aには書かれており、恐らく計画の策定事務は市町村に 事務が委任する形で進められるのではないかと思われます。

最後に、3点目。下段の、左の赤字を読み上げます。

「農地の担い手を幅広く求めるため、農地法第3条の権利移動の下限面積要件が撤廃」されます。

本日、お配りした資料、「法改正に伴う農地法第3条の許可の 判断基準について」をご覧ください。

現在の農地法3条の許可基準では、「農地すべてを効率的に利用すること」「必要な農作業に常時従事すること」「一定の農地面積を有すること (安芸市の場合、4,000 ㎡以上の農地を経営していること)」「周辺農地の利用に支障がないこと」、これらの全てを満たしていなければ、農地の権利移動は許可されません。

しかしながら、農地の担い手を幅広く認めるため、今回の法改正により、「一定の農地面積を有すること (安芸市の場合、4,000 m以上の農地を経営していること)」が、来年4月1日から撤廃さ

れることになりました。

これにより、安芸市であれば、経営面積が 4,000 ㎡未満の方で も、農地の売買等の許可申請が可能となります。

法改正後の対応としては、国のQ&Aによれば、「下限面積要件以外の許可要件は維持し、投機的な農地取得は生じないようにしていく」とあります。

この下限面積の撤廃は、来年度から早速運用していかなければなりません。

その他の要件による審査のみで投機的な農地取得が生じないか については、事務局としては不安を感じています。

これまで申請できなかった方のうち、専業農家・兼業農家など、一定規模の農地を経営している方については、その方の経営状況を審査していけばよいと思いますが、これまで農業に取り組まれてなかった方が、初めて農地を保有し、農業を始めたいというケースについて、「実績がない中で、それが投機的な農地取得でないか」についての審査は手探りになると考えています。

その対策としては、農地として維持することについて誓約書を 提出するであるとか、個別に面談による事前審査を行うとか、いっ たことは考えられるかとは思います。

また、申請のハードルが下がることで、申請件数が現在と比べて、何倍にも増加するということもありうると考えています。

現在、申請の締め切りが5日で、その月の委員会で審査いただくよう進めていますが、件数が増えてくると、すべてをその月の委員会に議案として提案できない場合もありうるのではないかということも不安要素として考えています。

以上、大きく変わる点、3点ご説明させていただきました。

特に、3条の申請については、来年4月から運用していかいな といけないということになります。

これから、変わる点についてどう審査していくかについて準備をしていかないといけないと思います。

本日、初めてお知らせしましたので、ご相談しながら進めていきたいと思いますが、何かご質問とか、ご意見がありましたら。お答えできるかどうか分かりませんが。

5番 千光士伊勢男

問題は、農業を続けられるかどうか、農業経営ができる かということだと思う。

事務局(北村)

現在、農地が使われなくなってきているところがあって、一つの手段として多様な人材に、広く担っていただこうという考え方で、今回の農地法の下限面積の撤廃は行われるものと思いますが、すべての方がうまくやっていけるかどうかはなかなか難しいところだと思います。

事務局長

地域計画という、人・農地プランをもっと踏み込んで作ってい

く中で、地図の中で、この人が5年、10年後にここ作ってもらおうかとか、ここは担い手がいないとか、皆で探していかんといかんといったことを地図で分かるようにしていくようになっていくので。これを進めていく中で、農業がやっていけるかどうかも含めて、皆さんと地域で話をしていくということになっていくと思います。

小松昌平委員

法律で決まったものは仕方ないが、下限面積の撤廃 で、誰でもやれるようになるのはえいかもしれんけど。 何に使われるか分からん面もある。

もし違反した場合、どうなっていくのか。どういう 罰則を受けるようになってくるのかがあれば。議論す るときに、こんなになりますよということを示せるよ うにしていけば、活用しやすいのではないか。

あとの使い方をどうするかによって違ってくると思う。違法転用したら、そっちの方でということになるのでは。

一番いいのは、それがないように進めていければえいがですが。どうしても、出てくることもありえる思えるので。それを是正してもらうということがどこまでできるかということは出てくるのではないかと。

下限面積の撤廃については、あまり日がないが、そもそも農家ではない方が出てきた場合は、どういうふうな審査をするかということを持っていないといかんということと、買った後にちゃんと使いゆうかという後追いをするということ、この2点が大事かなと。

適切に管理運営していないときの対処法とか、罰則とかいう ことを共通の認識としていかないと。

この3点を考えていきたいと思います。

保有面積が下限面積に足りなくて買えなかった方については、土地が動いていくのでいいと思うので。幅広い担い手をという趣旨どおりに継続されて行かなかったときのことは気を付けておかないといけないと思います。それは、また整理したいと思います。

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。

事務局(弘井)

事務局(北村)

事務局長

事務局(北村)

議長

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規 定により署名する。

令和5年1月25日

安芸市農業委員会 会 長

会議録署名委員

会議録署名委員